

文書料の改定について

平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が5%から8%に変更となることに伴い各種文書料を次のとおり改定いたします。

なお、この料金の適用は診断書等を引渡した時点になります。申込を3月以前にされても引渡し4月となった場合は改定後の料金となりますのでご了承ください。

	(改定前)		(改定後)
証明書 (入院証明書等)	630円	→	640円
特殊証明書 (診療報酬明細書等)	2,100円	→	2,160円
診断書 (病院所定の診断書)	1,570円	→	1,620円
特殊診断書 (保険会社や障害年金等の診断書)	4,200円	→	4,320円
死亡診断書	3,150円	→	3,240円

病院長